

瑞穂監第39号
令和3年2月25日

瑞穂市長
森 和之 様

瑞穂市議会議長
庄 田 昭 人 様

瑞穂市教育長
加 納 博 明 様

瑞穂市監査委員 堀 廉

瑞穂市監査委員 杉 原 克 巳

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「穂積中学校」の定期監査を実施したため、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「穂積中学校」における令和2年4月1日から令和2年10月31日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、瑞穂市監査基準（令和2年瑞穂市監査委員告示第4号）に基づき、監査を行った。

穂積中学校は、教育委員会の学校教育課に属し、校長以下教諭、事務職員合わせて45名体制で学校を運営している。生徒数、学級数については次のとおりである。

令和2年10月31日現在

学級・生徒数				
学年	学級数	生徒数		
		男	女	合計
1	7	128人	110人	238人
2	7	144人	104人	248人
3	7	144人	126人	270人
特別支援	2	8人	5人	13人
合計	23	424人	345人	769人

2 監査の実施場所及び日程

瑞穂市役所及び穂積中学校

令和2年12月4日（金）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、学校教育課及び教育総務課から提出された資料を基に担当課から、学校の現状と課題及び施設管理については、現地にて校長等からそれぞれ説明を求めるとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

財務の執行は、穂積中学校が執行するもの以外に、学校教育課、教育総務課がそれぞれ執行するものがある。穂積中学校の学校管理費及び教育振興費は次のとおりであり、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

令和2年10月末現在

科目	予算額(円)	支出済額(円)	比率(%)
学校管理費	22,003,000	8,358,094	38.0
教育振興費	4,076,000	1,472,465	36.1

2 需用費、備品購入費について

番号	内容	監査の結果	監査の意見
1	物品購入について	<p>契約事務処理要領において、物品購入契約で予定価格が5万円未満については、1社以上の業者を選定(※3社以上が望ましい。)し、請書の作成を省略できることと規定されている。</p> <p>学校管理費・教育振興費それぞれで、複数回に渡って同日又は数日以内に購入した物品の請求書を5万円未満となるよう分割して発注していた。</p>	<p>一括発注が可能と思われる物品を複数回に渡って同日又は数日以内に購入した物品の請求書を5万円未満に分割して発注することは、請書の作成を省略するために行われていたと言わざるを得ない。</p> <p>今後は、契約事務処理要領に基づき適正に処理すべきである。</p>
2	穂積中学校テニスコート関連建具修繕工事について	<p>平成31年度の穂積中学校テニスコート関連建具修繕料243,000円の支出について確認したところ、市民の住宅建具を修繕していた。</p> <p>修繕理由は、平成30年度穂積中学校テニスコート工事に伴う工事関連コンサルタント会社が作成した所見書に基づいて工事損害扱い</p>	<p>平成30年度施工工事(穂積中学校テニスコート)による住宅建具の変化は見られなく経年変化と考えられ、平成26年度の池造成工事によって変化を促進させた可能性があることなどから、工事損害扱いとして市民の住宅建具を修繕工事し、修繕料243,000円支出したとのことである。</p> <p>そもそも、損害賠償であるならばその根拠を明確にしなければならない。</p> <p>工事による損害の可能性のみで</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
		<p>として建具修繕したと のことであった。</p> <p>決裁文書【平成 30 年 度穂積中学校テニスコ ート関連工事に伴う建 物損害補修工事につい て（抜粋）】によると、 「所見書から平成 30 年度施工工事による変 化はみられませんでし たが、平成 26 年度池造 成工事の着手前と平成 30 年度工事着手前を比 較するとレベル測定 値・傾斜測定・損傷対 比等変化がみられまし た。ただし、4 年が経過 しており変化量が微量 であることから経年変 化と考えられるとなっ ていますが、その 4 年 間内に上水道課の水源 地建築工事があり池造 成地を土砂仮置き場と して使用されていた状 況や平成 26 年度の池 造成工事によって変化 を促進させた可能性が ある事などから工事損 害扱いとして修繕施工 を実施してよろしい か。」との内容であっ た。</p> <p>また、契約方法伺書 等の内容で工事場所の 地番が記載されておら ず、工事名は、穂積中テ ニスコート関連建具修 繕と記載されており、 決裁文書の標題中の建 物損害補修工事が工事 名には記載されていな かった。</p>	<p>市の過失が明らかでないものを修 繕工事として支出しており、その 原因が市の過失によるものであれ ば、過失の理由・割合を明確にし た上で、今回の事案においては、 地方自治法第 180 条の規定により 市長の専決処分、議会報告したの ち歳出科目「補償、補填及び賠償 金」で支出し、適法に事務処理す べきであった。</p> <p>また、決裁文書においては、「経 年変化」と「工事による変化」を詳 らかにすることなく工事損害扱い とした修繕施行の実施と結論付け たが、この判断は曖昧で了してお り、さらに契約方法伺書等におい ては①工事場所の地番の記載はな く②工事名は関連建具修繕工事と 記載され、建物損害補修工事であ る旨の記載がされておらず、疑義 が残る決裁文書になっており不適 切な決裁文書等と言わざるを得な い。</p> <p>公金の支出については、支出根 拠を明確にし、適正な事務処理を すべきである。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	ガラス取替工事（修繕料）について	<p>部活動中による体育館ガラス破損があり、「平成 30 年度：1 件 90,000 円」、「平成 31 年度：1 件 295,920 円」のガラス取替工事代（修繕料）を支出していた。ガラス破損させた生徒の保護者には、一部負担金（10,000 円）を市の発注したガラス取替工事施工業者に支払をしていただいたとのことであった。</p> <p>ガラス破損の経緯・過失割合の算定方法・一部負担金の通知等の決裁等は作成されていなかった。</p> <p>また、器物破損等の公費・私費等負担区分の基準はなく、過去からの引継ぎで生徒の保護者に一部負担をしていただいているとのことであった。</p>	<p>ガラス破損の経緯・過失割合の算定方法・一部負担金の通知等の決裁等は作成されておらず、公費・私費等負担区分の基準がないため、過去からの引継ぎで生徒の保護者に一部負担をさせているとのことであるが、過去からの引継ぎを根拠とする器物破損等の一部負担金は適切とは言えない。</p> <p>今後は、器物破損等の公費・私費等負担区分の基準を明確にし、器物破損等発生した場合は、経緯・通知等の決裁等を作成すべきである。</p>
4	備品管理について	<p>登録備品から抽出し事前に現物確認を依頼したところ、複数の備品が所在不明とのことであった。</p> <p>現地調査においては、登録備品から再抽出した備品を現地確認したが、現物を確認できない備品が複数確認された。</p> <p>また、備品シールの貼付がないものが複数確認された。</p>	<p>備品については、調査・確認等できなかつたものについて、安易に所在不明を理由に除却すべきではない。</p> <p>また、備品シールの貼付がないものもあり、備品紛失・盗難等があっても分らない状況である。</p> <p>すべての登録備品について現物を確認し、適正な管理をすべきである。</p>

以上